

三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第53号

三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、三泗鈴亀農業共済事務組合（以下「組合」という。）の解散に伴い、四日市市（以下「市」という。）が承継する事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

第2条 市は次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 組合が引き受けた農業共済の内、組合解散時に共済責任期間の残る農業共済に関する事務。
- (2) 組合が解散した年度の決算事務
- (3) 組合が解散した年度の会計監査事務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、承継団体として処理を要する事務

(損害評価会の設置)

第3条 市に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故の認定に関する重要事項について調査審議する。

(損害評価会の組織)

第4条 損害評価会は、前条第2項に規定する事項に関し、必要な知識経験を有する者のうちから、市長が選任した委員16人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、日額6,600円とする。

(会長)

第7条 損害評価会に会長を置く。

2 会長は、市長が指名する。

(負担金)

第8条 市は、組合から引継いだ各農業共済勘定積立金及び業務引当金のうち必要な金額を、三重県農業共済組合に負担金として支出するものとする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、承継事務の処理については、組合解散時における三泗鈴亀農業共済事務組合農業共済条例（平成12年三泗鈴亀農業共済事務組合条例第11号）の規定の例による。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(商工農水部農水振興課)